

# 山口県報

令和6年  
4月2日  
(火曜日)

## 目 次

○告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要（環境政策課）……………一

生活保護法の規定に基づく介護機関の指定（厚政課）……………二

救急診療所の認定（医療政策課）……………二

道路の区域の変更（道路整備課）……………二

○公告

建築士の免許の取消し（建築指導課）……………三

建築士の懲戒（建築指導課）……………三



## 山口県告示第百十号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和六年四月二日から同月二十三日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和六年四月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 東ソー株式会社  
住 所 周南市開成町四五六〇番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 東ソー株式会社南陽事業所  
所在地 周南市開成町四五六〇番地
- 三 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設、遠心分離機、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、同表第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する水洗施設、遠心分離機、静置分離器、廃ガス洗浄施設、同表第二十四号の合成ゴム製造業の用に供する脱水施設、水洗施設、同表第三十七号の石油化学工業の用に供する洗浄施設、分離施設、ろ過施設、廃ガス洗浄施設、同表第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設、同表第四十七号の医薬品製造業の用に供するろ過施設、分離施設、廃ガス洗浄施設、同表第六十三号の石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設、同表第七十一号の四号の産業廃棄物処理施設、同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設並びにダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成十一年政令第四百三十三号）別表第二第六号の塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設、同表第十五号の廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び同表第十九号の水の処理施設

四 変更しようとする事項の内容  
排水水の量を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 2 排水口	No. 1 排水口		排水口		項目		
	変更後	変更前	変更後	変更前	通	最大	
〃	〃	〃	八	九	〃	〃	
〃	〃	〃	二・五	二・五	〃	〃	
〃	〃	〃	四・三	四・三	〃	〃	
〃	〃	〃	六	六	〃	〃	
〃	〃	〃	一三	一三	〃	〃	
〃	〃	〃	一	一	〃	〃	
〃	〃	〃	〇・九	〇・九	〃	〃	
〃	〃	〃	一・二	一・二	〃	〃	
〃	〃	〃	〇・一	〇・一	〃	〃	
〃	〃	〃	〇・二	〇・二	〃	〃	
〃	〃	〃	二、九四九、五七〇	二、九四九、五七〇	〃	〃	
〃	〃	〃	二、九四九、六四八	二、九四九、六四八	〃	〃	
					排出水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )	常	最大

山口県告示第百十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和六年四月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業所名称	事業の種類	指定年月日
有限会社遠藤中央薬局	山口市道場門前一丁目三番一〇号	有限会社遠藤中央薬局下市店	介護予防居室治療養管理指導	令和六、二、一

山口県告示第百十二号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の診療所を救急診療所として認定した。

令和六年四月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

名称 所在地 認定が効力を有する期限

医療法人E.M.S植田救急クリニック 美祢市大嶺町東分字沖田二二二〇の 令和九、三、三一

山口県告示第百十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、令和六年四月二日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和六年四月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類	道路の区域
県道	岩国大竹線

区間	旧	新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
岩国市柱野字とりこえ一〇〇二一の一地先から同市御庄字大島上二二四二の一地先まで	最狭 四・〇 最広 二四・〇 及び 七九・五	最狭 一・五〇〇 最広 一・四六一 及び 七九・五	一、四六一・〇	一、五〇〇・〇 及び 七九・五	ダブルウェイ



(六一) 建築士の免許の取消し

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消しました。

令和六年四月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

氏名	二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許取消年月日	免許の取消しの理由
宮田 信治	二級建築士	第四七四七号	令和六、三、二五	死亡

(六二) 建築士の懲戒

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条第一項の規定により、次のとおり建築士に対し、業務の停止を命じました。

令和六年四月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 処分をした年月日

令和六年三月二十五日

二 処分を受けた者

氏名 二級建築士又は木造建築士の別 登録番号

伊藤 秀一 二級建築士 第九五四一号

三 処分の内容

令和六年六月一日から同月十四日までの間における建築士業務の停止

四 処分の原因となった事実

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第八項の規定に違反して同条第一項又は同法第六条の二第一項の確認済証の交付を受けずに建築工事を行った。

令和六年四月二日印刷  
令和六年四月二日發行

發行人所

山口県知事  
山口県知事